

北労発基 0305 第3号
令和8年3月5日

関係機関各位

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」及び「個人事業者等の安全衛生対策」に係る周知について（依頼）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が公表され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

また、改正法により個人事業者等の安全衛生対策が昨年以降段階的に施行されており、同日付けをもって混在作業場所における元方事業者等への措置義務が拡大される所です。

つきましては、貴機関におかれまして改正法の趣旨等を御理解いただくとともに、貴団体傘下会員に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

※上記指針、関連通達、リーフレット等は厚生労働省のホームページからダウンロードいただきますようお願い申し上げます。

【掲載場所】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準
> 安全・衛生 > ① 高年齢労働者の安全衛生対策について
> ② 個人事業者等の安全衛生対策について

(下記2次元コードからもアクセス可能です。)

高年齢労働者対策



個人事業者対策



担当 北海道労働局労働基準部
安全課 安全専門官
電話 011-709-2311 (内線 3553)